

へらそうくん 利用マニュアル

このマニュアルは、ごみ削減キャラクター「へらそうくん」を利用する際の手順や注意事項について記述します。利用目的等によっては、使用・借用を承認しない場合があります。

1 印刷物等への使用

- (1) イラストデザインに関する一切の権利は、市に属します。
- (2) 『ごみ削減キャラクター「へらそうくん」使用申請書』（様式第1号）を廃棄物対策課へ提出し、使用承認書（様式第2号）による、廃棄物対策課の承認を受けてから使用してください。
- (3) 使用にあたっては、次の事項を遵守してください。
 - ア 原則として「ごみ削減キャラクター へらそうくん」のクレジット（表題）を明記してください。スペースの都合などで、表記が難しい場合は「へらそうくん」のみでも構いません。
 - イ イラストデザインは市より提供いたします。
 - ウ 色・縦横比の変更は認めません。
 - エ その他、ポーズ変更等については、廃棄物対策課にご相談ください。

2 着ぐるみの借用

- (1) 利用可能場所は、原則市内のみとします。市外の活動への利用については、廃棄物対策課にご相談ください。
- (2) 『ごみ削減キャラクター「へらそうくん」着ぐるみ借用申請書』（様式第3号）を借用開始日の10日前までに提出し、使用承認書（様式第4号）による、廃棄物対策課の承認を受けてから使用してください。
- (3) 原則として保管場所での引渡となります。
- (4) 着ぐるみは第三者に転貸しないでください。
- (5) オペレーターは使用者が手配してください。（身長160～170cm程度）
- (6) 使用説明書に従って使用してください。雨天・強風時の使用は避けてください。
- (7) 使用者の過失等による汚損・破損等については、使用者の負担で原状回復していただきます。

3 問い合わせ先

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物対策課 3R推進班

電話：043-245-5379 FAX：043-245-5624

メール：haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp